

【必要書類一覧】 農地法第3条の規定による許可申請

書類の種類		備考
1	農地法第3条の許可申請書	ヒアリングを行い、作成します。
2	農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等	
3	申請地の登記事項証明書（全部事項証明書）	登記事項証明書に記載されている住所が登記名義人の住所と異なる場合は、住民票（マイナンバー省略）又は法人の登記事項証明書添付 ※どちらも概ね3ヶ月以内の原本
4	住民票	町外在住の場合
5	公図	法務局発行のもの ※農家台帳に記載のない場合必要
6	法人の登記事項証明書	譲受人（借人）が法人の場合
7	法人の定款又は寄付行為の写し	譲受人（借人）が法人の場合
8	農地所有適格法人の要件に係る事項	譲受人（借人）が農地所有適格法人の場合
9	営農計画書	新規就農の場合又は農業委員会が必要とする場合
10	耕作証明書	譲受人が町外の場合
11	合意解約書	申請地において、利用権が設定されている場合
12	委任状	申請者以外が申請書を提出する場合

- ◇申請受付締切日：毎月10日頃（土日祝日の場合は翌日）
- ◇農業委員会定例総会開催：毎月25日頃
- ◇総会前に現地確認を行います。
- ◇農業委員会で議決されれば、許可書を発行（総会翌日以降受取）